

2016年2月10日

株式会社ホットランド

代表取締役社長 佐瀬 守男

問合せ先：03-3553-8118（経営管理本部）

証券コード：3196

<http://www.hotland.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、事業を通じて、お客様にほっとしたやすらぎと笑顔いっぱいの団欒を提供するとともに、株主・従業員・取引先等、すべてのステークホルダーとの良好な関係の構築を重視することによる企業価値の向上を目指すことにあります。

また、下記の内容を定款に定めております。

(1) 取締役の定数

当社の取締役は、15名以内とする旨を定款に定めております。

(2) 取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

(3) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる旨、及びその場合の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨を定款に定めております。また、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができ、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨を定款に定めております。

(4) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。また、取締役会の決議によって中間配当をすることができる旨定款に定めております。これらは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(5) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社佐瀬興産	4,900,000	26.73
佐瀬 守男	1,628,200	8.88
日本製粉株式会社	1,078,000	5.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,030,400	5.62
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	813,600	4.44
イオンモール株式会社	560,000	3.05
佐瀬 由美子	511,200	2.79
サントリー酒類株式会社	509,000	2.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 9）	371,400	2.03
野村信託銀行株式会社（投資口）	292,800	1.60

支配株主名 なし

親会社名 なし

補足説明

—

3. 企業属性

上場市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000 人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円以上 1000 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
吉野 登	他の会社の出身者											
加藤 建司	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h.上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	当社社外取締役に選任している理由
吉野 登	○	株式会社タカキュー、株式会社セキチュー、株式会社モスフードサービス、株式会社モスストアカンパニーの取締役を歴任し、平成 25 年 3 月に当社社外取締役に就任、平成 26 年 6 月に当社独立役員に指定しております。 なお、「当社の取引先又はその出身者」「社外役員の相互就任の関係にある先の出身者」「当社が寄付を行っている先又はその出身者」のいずれにも該当しません。	人格、見識に優れ、高い倫理性を有していること、ホットランドグループの企業理念に共感し、その実現に向けて強い意志を持って行動していただけること、及び経営者としての豊富な経験と深い見識を有しているため、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、社外取締役に選任しております。 また、一般株主と利益相反の生じるおそれがない、経営陣から独立した存在であると判断したため、独立役員として指定しております。
加藤 建司	○	株式会社吉野家ディー・アンド・シー（現株式会社吉野家ホールディングス）、株式会社京樽の取締役を歴任し、平成 26 年 8 月に当社社外取締役に就任、平成 26 年 8 月に当社独立役員に指定しております。 なお、「当社の取引先又はその出身者」「社外役員の相互就任の関係にある先の出身者」「当社が寄	人格、見識に優れ、高い倫理性を有していること、ホットランドグループの企業理念に共感し、その実現に向けて強い意志を持って行動していただけること、及び経営者としての豊富な経験と深い見識を有しているため、当社のコーポレート・ガバナンス強

		付を行っている先又はその出身者」のいずれにも該当しません。	化が期待できるため、社外取締役を選任しております。 また、一般株主と利益相反の生じるおそれがない、経営陣から独立した存在であると判断したため、独立役員として指定しております。
--	--	-------------------------------	--

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	員数の上限を定めていない
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人である有限責任監査法人トーマツと内部監査室及び監査役会は、会社法及び金融商品取引法に基づく法定監査の結果報告に加え、必要の都度相互の情報交換、意見交換を行うなどの連携を通じて監査の実効性と効率性を確保するよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
塚田 功	税理士													
辻谷 公夫	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d.上場会社の親会社の監査役

- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j.上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	当社社外監査役に選任し ている理由
塚田 功	○	過去において当社での勤務実績はございません。平成 25 年 3 月に当社社外監査役に就任、平成 26 年 6 月に当社独立役員に指定しております。 なお、「当社の取引先又はその出身者」「社外役員の相互就任の関係にある先の出身者」「当社が寄付を行っている先又はその出身者」のいずれにも該当しません。	税理士としての高い見識と豊富な実務経験に基づき、当該専門的見地からの提言・助言により当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、社外監査役に選任しております。 また、当社から役員報酬以外に金銭その他の財産を得ていないため、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、経営陣から独立した存在であると判断したため、独立役員として指定しております。
辻谷 公夫	○	過去において当社での勤務実績はございません。平成 26 年 3 月に当社社外監査役に就任、平成 26 年 6 月に当社独立役員に指定しております。 なお、「当社の取引先又はその出身者」「社外役員の相互就任の関	同氏がこれまで培ってきた経験・知識に基づく提言・助言により当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、社外監査役に選任しております。 また、当社から役員報酬

		係にある先の出身者」「当社が寄付を行っている先又はその出身者」のいずれにも該当しません。	以外に金銭その他の財産を得ていないため、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、経営陣から独立した存在であると判断したため、独立役員として指定しております。
--	--	--	--

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、企業価値の増大、株主重視の経営意識を一層推進することを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、子会社の監査役

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、企業価値の増大、株主重視の経営意識を一層推進するため、当該対象者にストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在していないため、報酬等の個別開示はしておりません。取締役及び監査役の報酬等は、それぞれ総額で開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役及び各監査役の報酬額は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対する専従スタッフの配置は行っておりませんが、それぞれ経営管理本部及び内部監査室が必要に応じてサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)**【取締役及び取締役会】**

当社の取締役会は、取締役 10 名（うち社外取締役 2 名）で構成されております。当社では月 1 回の定例取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催し、経営に関する重要事項の審議・意思決定及び業務執行状況の監督を行っております。

【監査役及び監査役会】

当社の監査役会は、監査役 3 名（うち、社外監査役 2 名）で構成されております。当社では月 1 回の定時監査役会を開催しております。監査役会では、監査状況の確認及び協議を行うほか、内部監査室長や会計監査人とも連携し、随時監査についての報告を求めています。

監査役は取締役会及び必要に応じてその他の社内会議へ出席し、経営の監視機能強化を図るとともに、重要な決裁書類の閲覧をし、取締役の職務執行及び意思決定についての適正性を監査しております。

【内部監査室】

当社は代表取締役社長直轄の組織として、内部監査室を設置し、内部監査室長 1 名及び内部監査担当者 2 名を配置しております。内部監査室では、当社の各部門（各店舗を含む）及び子会社の監査を、内部監査規程及び年度計画に基づいて行い、会社の業務運営が法令、社内規程、経営方針等に従って、適切かつ有効に執行されているかを監査しております。監査の結果については、代表取締役・取締役・監査役等に報告しております。

【会計監査人】

当社は、有限責任監査法人トーマツを会計監査人として選任しております。同監査法人及び当社監査業務に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。当社の監査役は、会計監査人から、監査計画や監査結果の報告を受けるとともに、期中においても必要な情報交換や意見交換を行い、相互の業務の連携を行いながら、当社の監査を実施しております。

なお、2015 年度において業務を執行した公認会計士は、井上隆司（有限責任監査法人トーマツ）及び中塚亨（有限責任監査法人トーマツ）であり、いずれも継続監査年数は 7 年以内です。会計監査業務に係る補助者は、公認会計士 7 名及びその他 7 名です。

なお、内部監査室、監査役及び会計監査人は適時に協議及び意見交換を行い、連携を行う体制になっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役制度を採用しており、取締役会による業務執行の監督と監査役による監査を軸とした経営監視体制を構築しております。

当社がこのような体制を採用している理由は、企業価値の継続的な向上と社会からの信頼を獲得するため、当社に最も適した経営体制の構築を具現化できる体制であると考えているためであります。

なお、当社では、企業価値の最大化を図るうえで、独立した客観的な視点から経営に対する提言をいただき、監督機能の一層の充実を図るうえで、社外役員の果たす役割は重要であるとの認識にたち、また、取締役会において活発な意見交換が行われることで、意思決定の透明化、妥当性が担保されることとなるため、各々の領域における高い専門的知見を有する方を社外取締役として選任しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
その他	当社では、株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化を図るため、株主総会招集通知の早期発送、集中日を回避した株主総会の設定、当社グループホームページへの招集通知の掲載に努めており、また、今後は電磁的方法による議決権の行使の導入を考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの説明会を開催しております。	あり
IR 資料のホームページ掲載	IR 資料をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する部署(担当者)を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重につ	当社では、信頼される誠実な企業を目指して、社会に対して責任ある行動を取るための従業員の行動指針として「企業行動基準」を策定し、その中で役員を含む全従業員が目標とする姿を示し、当社が目指す理想の姿に向って努力すること

いて規定	を宣言し約束しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	たこ焼を通じて、児童・養護施設等の子どもたちやお年寄りに笑顔を広げる目的で、ボランティア活動「銀だこカーが行く（沖縄～北海道）」を平成 20 年 10 月より開始し、毎年 30 箇所以上開催しております。東日本大震災時にも、いち早く数多くの被災地を回り、銀だこカーによる炊き出しを行いました。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	経営の透明性を高め、株主、投資家等をはじめとするあらゆるステークホルダーの当社に対する理解を促進し、適正な評価を得るために、積極的かつタイムリーで公平な情報開示に努めて参ります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において「内部統制システム整備についての基本方針」を次のとおり決定しており、この方針に基づいて必要な体制の整備を進めております。

【内部統制システム整備についての基本方針】

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社を含む当社グループは、企業倫理及び法令遵守の徹底、内部統制システムの強化を推進するとともに、経営の健全性・効率性・透明性を確保し、企業価値の向上を図ることを基本方針とします。
- (2) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための監査体制を整備します。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程等に基づき、適切に保存及び管理します。
- (2) 取締役及び監査役は、それらの情報を閲覧できるものとします。
- (3) 情報の漏洩や不正使用の防止及び情報の有効活用のために、適正な管理体制の維持・向上に努めます。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 企業経営に重大な影響を及ぼす事象を認識し、未然に回避・防止するとともに、万一重大な事象が発生した場合には、損失又は不利益を最小化するための適切な措置を講じます。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会規程を制定し、取締役会への付議事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、取締役会において審議及び決定を行います。

(2) 取締役会による決定を要しない一定の重要な事項については、営業会議等において議論を行い、職務の執行を決定します。

(3) 日常の職務執行においては、執行役員その他の責任者に権限を委譲し、各責任者が機動的かつ効率的に業務を執行します。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、関係会社管理に関する規程を定め、子会社の経営内容を的確に把握するために、子会社から経営管理部門の長に対し、月次報告、四半期報告、年度決算報告、その他重要事項について定期報告を実施します。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理に関する規程に従って、グループ事業を取り巻く様々なリスクの顕在化の
未然防止または最小化のために、リスク管理委員会を必要に応じ開催し、リスクの把握および適切な対策を講じます。

(3) 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度毎の当社グループの経営計画や予算等を定めます。また、子会社の経営上の重要事項について随時、子会社との間で事前協議を行うことで、効率性を確保します。

(4) 子会社の取締役、監査役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(イ) 経営管理部門は、当社及び子会社の全職員に対し、コンプライアンス教育を実施します。

(ロ) 子会社については、当社が指名する役員または使用人を取締役または監査役に選任させ、毎実施する取締役会において業務の適正を確保するとともに、グループ内の情報交換およびコンプライアンスに関わる課題の対処を行います。

(ハ) 内部監査部門は、当社および子会社の業務状況を内部監査し、内部監査に関する規程に従い随時、当社の代表取締役社長へ報告を行います。

(ニ) 当社は、グループ共通の内部通報制度を通じ、グループ各社の内部通報に迅速に対応できる体制を構築します。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて対応することとします。なお、補助人の人事異動、人事評価等については、監査役の同意を得るものとします。

7. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役を補助する使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内において監査役に帰属するものとします。また当該使用人の人事異動・人事評価等については、事前に監査役の同意を必要とするものとします。

8. 当社の監査役への報告に関する体制

(1) 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制

(イ) 常勤監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人からその説明を求めます。取締役または使用人は、監査役の要請に応じて必要な説明及び情報提供を行います。

(ロ) 取締役は、以下の事項について、発見し次第、遅滞なく当社の監査役に対し報告します。

ア. 職務執行に関して法令・定款に違反する、またはそのおそれのある事項

イ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

ウ. 会社の業務または業績に影響を与える重要な事項

エ. 内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容

(ハ) 使用人は、②アないしウの事項について、発見し次第、遅滞なく当社の監査役に対し報告します。

(2) 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役、監査役及び使用人等は、前項(1)に従い当社の監査役に対し報告を行います。

9. 当社の監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社は、内部通報をしたことを理由として通報者に対し不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を内部通報に関する規程に明記するとともに、グループ各社の取締役、監査役及び使用人に周知徹底します。

10. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 当社は、監査役がその職務の執行に関して費用の前払い等を請求したときは、当該請求にかかる費用等が当該監査役の職務執行に明らかに必要ないと認められる場合を除き、その費用を負担します。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役が実効的に行われることを確保するため、当社の内部監査及び会計監査人と適時に協議及び意見交換を行い、連携を行う体制をとります。
- (2) 取締役及び使用人は、監査役と意見交換を行います。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 一般に公正妥当と認められる企業会計その他の法令を遵守し、経理規程をはじめとする関連規程を整備して適正な会計処理を行います。
- (2) グループ内のすべての業務プロセスにおいてリスク管理を徹底するとともに、効率的で透明性のある内部統制の体制を目指します。
- (3) 財務報告に係る内部体制の整備・運用状況の評価を定期的実施し、業務改善を行うことにより、有効かつ適正な内部統制報告書を提出します。

13. 反社会的勢力を排除するための体制

- (1) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力または団体とは一切関係を持たず、さらにこれらの勢力や団体からの要求を断固拒否し、これらと関わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行いません。
- 反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、警察、弁護士等とも連携して対応します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「反社会的勢力排除に関する規程」において、反社会的勢力との一切の関係・取引をしない、また利用しないこと、これを徹底するための組織体制を整備し、もって会社運営の適正および経営意思決定過程の適正性並びに役職員の生命、身体の安全を確保することを宣言しております。

なお、反社会的勢力へは、担当部門（経営管理部）が警察、弁護士と連携し対応してまいります。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入

なし

該当項目に関する補足説明

—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

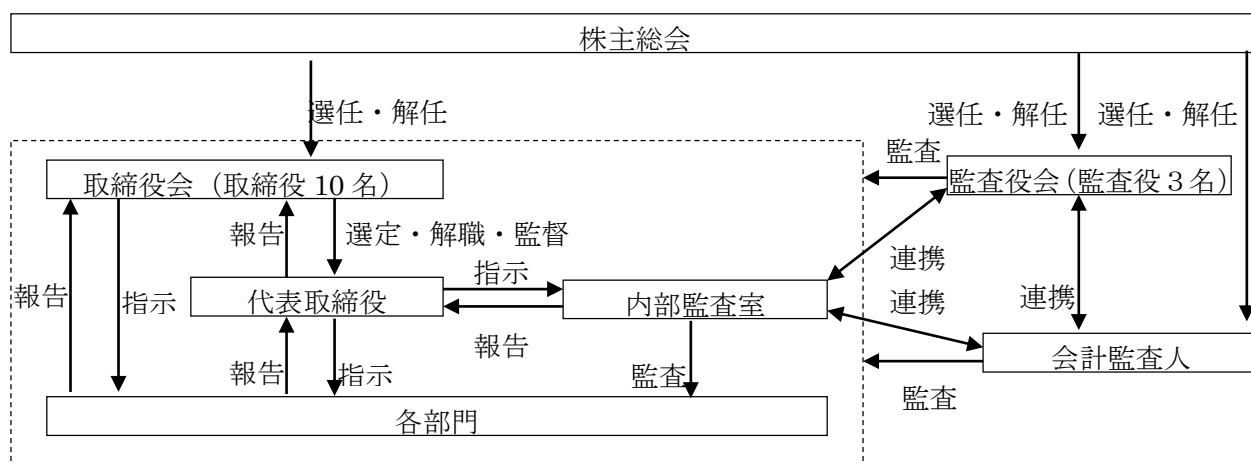
投資者が当社への投資価値を的確に判断するために必要な会社情報を適時適切に開示することを基本方針として、迅速にディスクローズできる体制を構築しております。

適時開示に関する教育に関しては、役員・従業員（連結子会社の役員・従業員を含む）に対して重要会議及び研修会等の機会をとらえて適時開示の対象となる重要事実について周知徹底を図っております。

また、株主が当社グループに関する主な情報を公平にかつ容易に取得し得る機会を確保するため、当

社ホームページ上に株主の利害に直接的影響を及ぼすと思われる情報等について随時掲載してまいりましたが、今後は東京証券取引所の規則等に基づく適時開示は当然のこと、当社ホームページをリニューアルし、適時開示制度において開示を求められていない事項についても可能な限り迅速かつ分かりやすい情報開示を進めるべく計画しております。

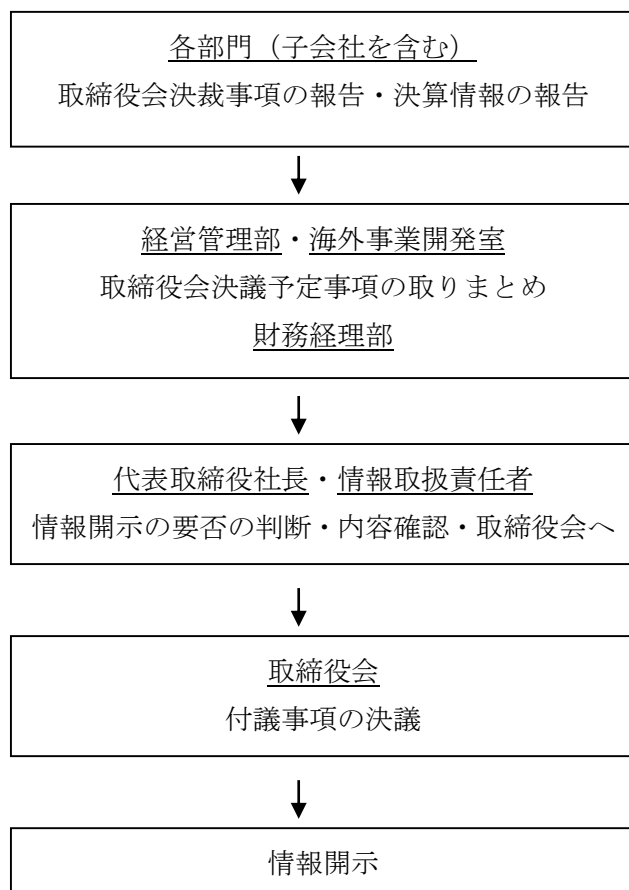
コーポレートガバナンス体制の概要（模式図）



以上

会社情報の適時開示に係る社内体制及び業務フロー

＜当社グループ（子会社を含む）に係る
決定事実・決算に関する情報等＞



＜当社グループ（子会社を含む）に係る
発生事実に関する情報＞

